

〔論文〕

# 名古屋市・「『特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画（案）』 の中間報告」に関する一考察

—文化財の復元概念を中心として—

國 井 義 郎

名古屋学院大学法学部

## 要 旨

前稿「史跡保存と『現状変更』に関する考察」（名古屋学院大学論集・社会科学編59巻4号 pp.145～170）にて、名古屋城天守閣木造復元事業に関する情報公開請求事件（名古屋地判令和4・3・30）や文化財保護法に関する考察をした。本稿は、名古屋市・「『特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画（案）』の中間報告」を素材として、文化財保護行政と文化・観光振興施策との調整について考察を加えた。

キーワード：文化財保護，バリアフリー，文化庁，名古屋城跡

## The study on Basic plan to restore wooden construction of Nagoya Castle's tower for preservation historic spot in Nagoya city

Yoshio KUNII

Faculty of Law  
Nagoya Gakuin University

## 0-1 はじめに

私は、かねてより、文化財保護と文化・観光振興施策との調和がいかにあるべきかという課題に対して関心を抱いていた。とりわけ、名古屋城天守閣木造復元事業（以下、引用・抜粋部分を除いて、「本件事業」）については、①本件事業までの沿革、②文化財復元事業と文化・観光施策との調和（歴史的建造物の復元と現在の景観・要請の調和）、③文化財保護法による文化財保護行政の運用（文化財の定義〈同法3条〉、文化財の現状変更への規制及び原状回復命令〈同法125条〉）、④文化財復元事業に伴う公金支出に関する財政法的な見地からの規制・規律および⑤文化財復元事業と情報公開について考察しようと考えた。

そもそも、本件事業に関連して、2件の裁判例があり、いずれも現在控訴中である。前掲2件の裁判例とは、住民訴訟事件（名古屋地判令和2・11・5判例地方自治475号44頁。以下、「令和2年名古屋地判・住民訴訟事件」）と、情報公開事件（名古屋地判令和4・3・30未搭載。以下、「令和4年名古屋地判・情報公開事件」）である。

まず、國井義郎「史跡保存と『現状変更』に関する考察—名古屋城天守木造復元事業情報公開事件（名古屋地判令和4・3・30）を素材として—」名古屋学院大学論集（社会科学編）59巻4号145頁～170頁（以下、「國井・前稿」という）を公表した。國井・前稿においては、令和4年・名古屋地判・情報公開事件を素材として、前出の①本件事業までの沿革、③文化財保護行政の運用、⑤文化財復元事業と情報公開について考察した。

次に、私は、日本財政法学会〈本報告〉（2023年11月25日・ハイブリッド報告〈武蔵野学院大学＋オンライン開催〉）において、「財政法と名古屋城天守閣木造復元事業—文化財保護行政と観光資源活用施策—」と題した研究報告をした。同報告において、前出の①本件事業までの沿革、②文化財復元事業と文化・観光施策との調和、③文化財保護法による文化財保護行政の運用及び④文化財復元事業に伴う公金支出に関する財政法的な見地からの規制・規律について研究報告し、令和2年名古屋地判・住民訴訟事件を素材として、本件事業に関する調査及び予算支出に対して、住民訴訟を通じた損害賠償よりも、行政裁量統制を切り口として他事考慮の違法を指摘し、本件事業が相当進行していることから、事情判決（行訴31条）を目指した取消訴訟の方が、現状に適した統制が可能ではないかと結論づけた。

また、國井・前稿を公表した後に、名古屋市が、「名古屋城天守閣木造復元・市民向け説明会」（令和5年1月21日・鯉城ホール）（略称については、本稿0-3・1・5①を参照）を開催し、報告書（略称については、本稿0-3・1・5②）を配布し公開した。市民向け説明会・報告書においては、下記の通り、2点の事項が報告された。第1に、「木造天守整備基本計画」の取りまとめ及び現状変更許可申請手続きの進行状況について、「令和5年度中に『木造天守整備基本計画』を取りまとめ、文化庁の『復元検討委員会』での議論が開始されれば、『現状変更許可手続き』につながる大きな一歩となります。以降、『現状変更許可』を得て、原天守閣の解体工事及び木造天守の復元工事に着手していくという様な段取りで進んでまいります。」（市民向け説明会・報告書5頁〈上田名古屋城総合事務長・解説〉）と報告された。第2に、木材の調達及び保管状況について、「平成30年7月以降、令和3年度末まで

に2,071本の木材を調達し、調達した木材は良好な環境の下で保存されている。」（市民向け説明会・報告書5頁く上田名古屋城総合事務所長・解説）と報告された。すなわち、現状では文化庁長官による現状変更の許可が発給されていないにも拘わらず、平成30年7月以降に木造天守復元に使用する木材が調達・保管されていることが明らかとなった。

これに伴い、名古屋市・各会計予算（各年度）及び名古屋市・特別会計予算説明書（各年度）（略称については、本稿0-3・1⑥を参照）によれば、木造天守復元事業に使用する木材の調達費用及び保管費用などが、特別会計（名古屋城天守閣会計）によって支出された。名古屋市・「平成30年度名古屋城天守閣特別会計予算」（平成30年第7号議案）によれば、歳入歳出予算は3,893,925千円（歳出・歳入ともに）計上された。平成30年度においては、天守閣木造復元に向けた木材の製材に2,211,500千円が支出されている（名古屋市・「平成30年度特別会計予算説明書」）。名古屋市・「平成31年度特別会計予算説明書」によれば、木工事に1,713,000千円支出されており、名古屋市・「令和2年度特別会計予算説明書」によれば、木工事で100,000千円支出されている。以後、名古屋市・「令和3年度特別会計予算説明書」によれば、天守閣木造復元の木材保管のため、124,000千円支出され、名古屋市・「令和4年度特別会計予算説明書」によれば、木材保管等に131,412千円支出されている。

このような状況を踏まえて、本件事業について考察する必要性が継続していると考え、本稿を執筆した。本稿の全体構成は、「はじめに」（0-1, 0-2, 0-3）、第1章（1-1, 1-2.）、第2章（2-1, 2-2）、「結びに変えて」（3-1, 3-2）となっている。

本稿を通じて、第1に、木造天守整備基本計画（案）と「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」（文化庁・後掲）を比較検討し、第2に、木造天守整備基本計画（案）（略称については、本稿0-3・1④を参照）から文化財復元に係る原則を検討し、第3に、その運用例について考察したい。なお、本件事業に関する行政裁量統制や財政法的な見地からの諸問題の検討については、財政法学会報に掲載される前掲・研究報告に譲りたい。

## 0-2 名古屋城天守木造復元事業の概要と現状変更の許可（文化財保護法125条）

### (1) 名古屋城天守木造復元事業の概要

名古屋城天守閣木造復元事業の特徴として、下記の4点を指摘することができる。第1に、名古屋城跡を含む区域は、①名古屋鎮台の名残（旧陸軍管轄地<例>乃木倉庫）、②天守閣を含む区域、③旧瀬戸電気鉄道時代の軌道・駅舎等の敷地（現名古屋鉄道瀬戸線の旧線跡地<例>名古屋城空堀）及び④愛知県護国神社の境内地などから成り立ち、区域ごとに歴史的遺産が重疊的に展開している（名古屋市・「木造天守整備基本計画（案）」2章12頁・13頁）。第2に、名古屋城は、名古屋城修復に関する資料などが豊富に残り、文化財としての復元事業を遂行しやすい（名古屋市・「木造天守整備基本計画（案）」3章59頁・60頁）。第3に、名古屋城は、江戸時代に築城され明治初期の濃尾地震を経て昭和時代（名古屋大空襲前まで）にかけて、木造天守が維持・修復された（名古屋市・「木造天守整備基本計画（案）」2章25頁～28頁）。その後、名古屋城は、名古屋大空襲により木造天守を焼失し、名古屋城天守を鉄筋コンクリート天守（以下、「RC造天守」として再建されて、現在に至っている（名

名古屋市・「木造天守整備基本計画（案）」2章28頁・29頁）。第4に、現在の名古屋城天守は、石垣部分が江戸時代以来の遺構であり特別史跡名古屋城跡の根幹として重要な文化財となっているが、石垣部分の現状変更許可を発給された後に、その上部に天守部分（RC造天守）が建造されている。（國井・前稿161頁）。したがって、木造天守復元をなすためには、現在のRC造天守を撤去するために、さらに、RC造天守を撤去した後の石垣部分に木造天守を復元するためには、現状変更の許可が必要である（國井・前稿161頁）。

## (2) 現状変更の許可（文化財保護法125条）

名古屋城跡は、特別史跡であり文化財指定を受けている。文化財指定を受けた文化財は、文化庁長官により、文化財の現状変更等の制限及び原状回復の命令の対象となる（文化財保護法125条）。文化財の現状に変更を加えるときは、文化庁長官による現状変更の許可が必要となる（文化財保護法125条）。

本稿2-2「木造天守整備基本計画（案）」で後述するように、「文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからイまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」（以下「史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務処理基準」）が定められている。史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務処理基準に基づき、下記の行為（①～③）について、現状変更等は認められない。

- ①本計画に定める基準に反する場合
- ②特別史跡の滅失、毀損または衰亡のおそれがある場合
- ③特別史跡の景観または価値を著しく減じると認められる場合

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務処理基準は、現状変更許可の要件について根幹的事項を定めている。文化財の特性に応じた個別具体的な現状変更許可要件については、本稿2-2で示した、名古屋市・「木造天守整備基本計画〈案〉」の現状変更取扱基準により明確化されている。

## 0-3 出典概要

<p>1, 名古屋市 名古屋市ウェブサイト (<a href="https://www.city.nagoya.jp">https://www.city.nagoya.jp</a>) よりダウンロード可能</p>	<p>1, 「名古屋市総合計画2023」（2019-2023） →名古屋市・総合計画</p> <p>2, 「名古屋市観光戦略」→名古屋市観光戦略</p> <p>3, 「名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議」（第1回）（平成29年12月28日）資料 →名古屋城・バリアフリー対策検討会議</p> <p>4, 「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議」</p> <p>①会議名の略称 →全体整備検討会議（第△回：開催年月日）</p> <p>②同会議における議事録 →全体整備検討会議（第△回：開催年月日）議事録〇〇頁</p> <p>③同会議における配付資料 →全体整備検討会議（第△回）配付資料（資料番号）〇〇頁</p>
--	--

	<p>5, 名古屋市・「名古屋城天守閣木造復元・市民向け説明会」（令和5年1月21日）          →①会議名の略称：名古屋市・市民向け説明会          →②配付資料の略称：市民向け説明会・報告書〇〇頁</p> <p>6, 名古屋市議会予算関係          ①名古屋市・各会計予算（各年度）          ②名古屋市・特別会計予算説明書（各年度）          &lt;凡例&gt;名古屋市「元号＋特別会計予算説明書」          ③名古屋城天守閣特別会計予算          &lt;例&gt;名古屋市・「平成30年度名古屋城天守閣特別会計予算」（平成30年第7号議案）</p>
<p>2, 文化庁          文化庁ウェブサイト          (<a href="https://www.bunka.go.jp">https://www.bunka.go.jp</a>)          よりダウンロード可能</p>	<p>1, 「鉄筋コンクリート造天守等の老朽化への対応について（取りまとめ）」（令和2年6月・史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ）→鉄筋コンクリート造天守閣等の老朽化への対応・通知</p> <p>2, 「文化財保護法に基づく文化財保護活用大綱・文化財保護保存地域計画・保存活用計画等の策定等に関する指針」（文化庁・平成31年3月4日作成・令和3年6月14日変更）          →「文化財保護活用大綱・文化財保存地域計画・保存活用計画等の策定指針」</p> <p>3, 「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」（平成27年3月30日・史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会）          →史跡等における歴史的建造物の復元基準</p>

## 1-1 「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」

「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」（平成27年3月30日・史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会）（抜粋）（本稿0-3・2・3を参照。）

<p>2. 基準</p> <p>歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>ア 当該史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること。</p> <p>イ 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること。</p> <p>ウ 復元以外の整備手法との比較考量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。</p> <p>エ 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。</p> <p>① 復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特</p>
--

定されていること。

- ② 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること。
- ③ 復元後の管理の方針・方法が示されていること。

(2) 技術的事項

ア 次の各項目に照らし、復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。

- ① 発掘調査等による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
- ② 歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資料
- ③ 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
- ④ 歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、制度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の制度・質に違いがあることを考慮することが必要）
- ⑤ 歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料

イ 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲し、かつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

(3) 配慮事項

- 1 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。
- 2 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の内部又はその周辺に掲出すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。②当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること。
- ④ 復元後の管理の方針・方法が示されていること。

## 1-2 「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」の要旨

### ①基本的事項

史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準は、基本的事項、技術的事項及び配慮事項を総合考慮した上で、歴史的建造物の復元をなすよう促している。さらに、歴史的建造物の復元が、当該建造物の本質的価値の理解を向上させるために行うべきこと、基本的事項、技術的事項及び配慮事項を的確に反映させるため、保存活用計画又は整備基本計画という行政計画を活用し、歴史的建造物の本質的価値の向上を図るための手段等を整理している。

### ②技術的事項

史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準は、復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠及び高い蓋然性を有するために、復元に必要不可欠な資料などを例示し、これらを踏まえた復元をするよう促している。この方針は、本稿2-1・1・②で掲げた、再建とオーセンティシティ（真実性）を掲げた『ヴェニス憲章』及び『奈良文書』、調査研究と解釈の実践を掲げた『ローザヌス憲章』などから由来しているのではないかと考えられる。

### ③配慮事項

史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準は、復元調査内容、復元根拠や経緯等を公開し、復元調査研究の過程で複数の案があったときは、他の案の内容や当該案の選択に係る検討内容を記録することを促している。史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準は、防災上の安全性の確保、当該史跡と周辺環境との調和にも配慮すべきとしている。

## 2-1 名古屋市・『特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画（案）』の中間報告」

### (1) 概要

名古屋市・「全体整備検討会議（第53回・令和4年12月9日〈金〉）」において、「木造天守整備基本計画（案）」の中間報告が行われた（名古屋市・「全体整備検討会議（第53回・令和4年12月9日）」・議事録。なお、全体整備検討会議の折りに配布された議事録や配付資料は、原則として、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロード・入手が可能である。同議事録や配付資料の出典表記については、本稿0-3出典概要1-4を参照）。

名古屋市・「木造天守整備基本計画（案）」については、本稿2-2にて取り扱う。

名古屋市は、名古屋城跡全体整備検討会議（本稿0-3出典概要1-4を参照）において、名古屋市・「木造天守整備基本計画（案）」を審議し、2023年度中に、新たな「木造天守整備基本計画」として策定し、文化庁長官による現状変更の許可申請に際して提出する予定である。その後、名古屋市は、文化庁長官による現状変更の許可が発給されるものと想定している。

### (2) 全体整備検討会議（第53回：令和4年12月9日）における配付資料（名古屋市・「木造天守整備基本計画（案）」を除く）の内容

#### ①「木造天守整備基本計画（解体と復元を一体とした全体計画）策定に係るスケジュール」（全体整備検討会議〈第53回〉配付資料・資料番号53・全体・資料4-1）

#### 【令和3年度】

##### A 木造天守整備基本計画

- ・現天守閣解体許可申請に対する指摘事項への回答（名古屋市）
- ・文化庁からの所見・指導（文化庁）

復元検討委員会での議論開始には、解体と復元を一体とした全体計画が必要

##### B 調査・天守全体のバリアフリー対策

- ・調査：穴蔵石垣調査

- ・バリアフリー対策：公募準備

【令和4年度】

A 木造天守整備基本計画

- ・木造天守整備基本計画の取りまとめ

B 調査・天守全体のバリアフリー対策

- ・調査等：穴蔵石垣背面調査＋橋台発掘調査＋天守台周辺石垣対策計画
- ・バリアフリー対策：昇降技術の公募・選定

【令和5年度以降】

復元検討委員会（文化庁・名古屋市）→現状変更許可申請手続き→工事着手

②「木造天守整備基本計画（案）」の概要（全体整備検討会議＜53回＞配付資料・概要1-14）で示された木造天守復元の意義

「木造天守整備基本計画（案）」の概要では、木造天守復元の意義として、第1に、本質的価値の向上と理解促進を示し、第2に、それを補完するための国際的な視野に立脚した文化財保護原則を提示した。

A 本質的価値の向上と理解促進（近世期の名古屋城本丸の空間体験）

同じく本丸内に復元された本丸御殿に続き、天守が木造で復元されれば、近世期の名古屋城本丸を実体験できる歴史空間を一体的に再現することができる。

B 国際的な視野に立脚した文化財保護原則

(ア) 再建とオーセンティシティ：ヴェニス憲章、奈良文書

「木造天守整備基本計画（案）」の概要では、歴史的建造物の再建（リコンストラクション）をめぐるっては、再建されたものに、オーセンティシティ（真実性）があるか問われることになる。そこで、『ヴェニス憲章』（1964）では、「推測による修復」を禁止し（同9条）、復元（再建）に関しては「残された部材を再構築するアナスティローシス」以外の方法は原則として認められないとしている（同15条）。さらに、『オーセンティシティに関する奈良文書』では、オーセンティシティを文化の多様性・遺産の多様性の文脈のなかで捉えることとなり、幅広い議論が可能となった。

(イ) 人々の記憶の再構築：ドレスデン宣言

「木造天守整備基本計画（案）」の概要では、戦争により破壊された都市における文化財復元に関する『ドレスデン宣言』に依拠して、戦前に作成された詳細な根拠資料をもとに木造天守を復元することによって、戦争で焼失する以前の人々の記憶を再構築することに価値があると評価している。

(ウ) 調査研究と解釈の実践：ローザンヌ憲章

「木造天守整備基本計画（案）」の概要では、『考古学的遺産の管理・運営に関する国際憲章（ローザンヌ検証）』（1990年）に依拠して、再建という行為は、調査研究や解釈の実践という重要な



機能を有する（同7条）と評価している。

## 2-2 「木造天守整備基本計画（案）」

### 1 概要

#### (1) 全体構成

木造天守整備基本計画（案）は、計画策定の目的（第1章）、名古屋城跡の概要（第2章）、名古屋城跡の本質的価値（第3章）、現状・課題の整理（第4章）、保存活用の基本方針（第5章）、保存（第6章）、活用（第7章）、整備（第8章）、運営・体制（第9章）及び根拠資料から成り立っている。本稿では、保存（第6章）における現状変更に関する箇所（同176頁～180頁）、活用（第7章）におけるバリアフリーと防災（同193頁・194頁）及び整備（第8章）木造復元とRC造天守強化の比較（同209頁～231頁）を中心に取り扱いたい。

#### (2) 現状変更等の取扱い

##### ①現状変更等の取扱方針

特別史跡名古屋城跡の本質的価値を損なうことなく後世に継承するため、現状変更等の取扱方針として、特別史跡の保存・公開・活用を目的とする行為以外は原則として認めないこととする（名古屋市・「木造天守整備基本計画〈案〉」6-4-1・176頁）。

##### ②現状変更等の取扱基準

現状変更等の取扱方針に基づき、特別史跡指定地内において想定される様々な現状変更等について、具体的な取扱基準を定める（名古屋市・「木造天守整備基本計画〈案〉」6-4-2・176頁）。

##### ③-1 現状変更等の取扱基準（抜粋）（名古屋市・「木造天守整備基本計画〈案〉」6-4-2・176頁～178頁）

#### (1) 現状変更等の行為

特別史跡名古屋城跡で想定される現状変更等の行為は、以下のとおりである。

- 1) 発掘調査等及び調査成果に基づく保存・活用のための整備
- 2) 道路・橋梁の管理のための修繕・改修工事
- 3) 公園施設などの管理のための修繕・改修工事
- 4) 建築物・構造物の新築，増築，改築，移転または除却
- 5) 工作物・土木構造物の新築，増築，改築，移転または除却
- 6) 造成（土地の掘削，盛土，切土）や水面埋立てなどの地形の変更
- 7) 木竹の伐採，植樹
- 8) 地下埋設物の設置，改修
- 9) 建築物・工作物などの意匠・色彩変更
- 10) その他特別史跡の保存に影響を及ぼす行為

(2) 現状変更等が認められない行為

文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準に基づき、下記の行為については現状変更等は認められない。

- 1) 本計画に定める基準に反する場合
- 2) 特別史跡の滅失、毀損または衰亡のおそれがある場合
- 3) 特別史跡の景観または価値を著しく減じると認められる場合

(3) 現状変更等の取扱い

1) 許可を要しない行為

文化財保護法第125条のただし書きでは、「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とあり、当該条文に基づき、以下の行為については許可を要しない。

①維持の措置特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）第4条に基づき、維持の措置の範囲は以下のとおりであり、具体的な事例を併せて示す。

(i) 特別史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく特別史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

※極めて小規模な場合のみとする。

(ii) 特別史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

・石垣・土塁等の崩落やそのおそれがある際に土嚢等により周囲を押さえ、き損の拡大を防止する行為等

(iii) 特別史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

※人命に危害が及ぶ危険性のある場合や公益上必要性のある場合を除き、き損等箇所の復旧を可能な限り図ることが必要であるため、本規定は原則として適用しない。

②非常災害のために必要な応急措置具体的な事例を以下のとおり示す。

・地震、台風、火災等の非常災害の際の石垣、建造物の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置

・立ち入り禁止柵等安全確保のため必要な工作物の設置

・被災した市民・来場者の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置等

③保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」とは、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わ

ない維持管理行為とし、具体的な事例を併せて示す。

(i) 石垣・堀・土塁の維持管理行為

- ・石垣面の清掃（石垣間及び表面に繁茂した草本類の除去、枯損木・倒木・落枝処理、支障木剪定）
- ・堀、水路を維持する日常管理（芥さらい、水路などの清掃、小規模な浚渫など土砂堆積物の除去等）
- ・土塁法面の清掃、植栽の日常的な手入れ（枯損木・倒木の処理、支障枝剪定、草刈など）

(ii) 道路・橋梁の維持管理行為

- ・道路、橋梁の日常的な管理、簡易な補修（路面の小規模な応急補修、高欄破損の応急措置、街灯などの清掃・保守点検、ガードレール、柵などの塗り替え（同系色の塗装）や破損・劣化による応急措置及び部分的な取替えなど）

(iii) 公園としての維持管理行為・植栽の日常的な手入れ（枯損木・倒木の処理、支障枝剪定、添え木などの設置、病虫害防除、草刈など）

- ・公園灯などの清掃・保守点検、路面の清掃及び簡易な補修、柵などの補修（小規模な塗り替え（同系色の塗装））

(iv) 建築物、工作物の維持管理行為

- ・建築物、工作物等の日常的な清掃・保守点検及び簡易な修繕
- ・電線、ケーブル等の張替え、取替え

(v) その他の日常的な維持管理行為

- ・土地の形状の変更を伴わない一時的な仮設看板の設置等

### ③-2 分析

現状変更等の取扱基準（抜粋）（前掲本稿2・2・2・③-1）では、文化庁長官の許可が必要な現状変更等の取扱基準が明示されている。同取扱基準（1）では、現状変更の種類が列挙されており、概ね重要施設等の改修・整備や発掘調査など、名古屋城跡の地盤や石垣等の構造に影響を与える性質の行為が列挙されている。

同取扱基準（2）では、現状変更等が認められない行為として、①本計画に定める基準に反する場合、②特別史跡の滅失、毀損または衰亡のおそれがある場合及び③特別史跡の景観または価値を著しく減じると認められる場合が想定されており、「文化財は一度破壊されると二度と復元できない」という文化庁の基本的な考え方（文化財保護活用大綱・文化財保存地域計画・保存活用計画等の策定指針Ⅱ）（略称については、本稿0・2・2・2参照）に依拠しているものと考えられる。

同取扱基準（3）-1では、許可を要しない行為として、概ね特別史跡の遺構等を維持管理するために実施される、比較的軽微な影響しか生じない行為が列挙されている。

そうした作業が問題となった一例として、全体整備検討会議に事前に諮ることなく、名古屋城跡の外堀部分の水質浄化のため、洗車メーカーが協力して作業した事案がある（全体整備検討会議＜第54回＞議事録17頁・18頁の赤羽構成員発言と事務局回答）。同議事録において、事務局は、外堀部

分の水質浄化作業について、全体整備検討会議に事前に諮る必要がないと理解していた旨の回答をしているが、その根拠となったのは、当該作業が同取扱基準(3)-1・③(i)石垣・堀・土塁の維持管理行為に該当し、現状変更許可が不要であると解釈したからであろう。

④-1 市教育委員会が行う現状変更等に係る許可等(抜粋)(名古屋市・「木造天守整備基本計画<案>」  
6-4-2・178頁～179頁)

2) 市教育委員会が行う現状変更等に係る許可等

文化財保護法第125条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法第184条の規定に基づく文化財保護法施行令第5条第4項及び法施行令第5条第4項第一号イからイまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準に以下のとおり規定されており、現状変更等の許可(許可の取消し及び停止命令を含む。)を市の教育委員会が行う。

①小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120㎡以下のものをいう。)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、又は改築

※以下の場合、許可の範囲に含まれない。

- ・新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ・改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
- ・新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

※新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、許可を要する(文化財保護法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

※新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をし、除却と併せて許可を得るものとする。

②工作物(建築物を除く。以下この②において同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

※工作物には以下のものを含む。

- ・小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ・既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ・小規模な観測・測定機器
- ・木道

※「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

※「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分

的な修復その他これに類する工事をいう。

※道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

※工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、許可を要する（文化財保護法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

③文化財保護法第115条第1項（文化財保護法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特別史跡の管理に必要な施設の設置、又は改修

※「特別史跡の管理に必要な施設」とは、文化財保護法第115条第1項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

※設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、許可の範囲に含まれない。

④電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

※「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

※「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

※設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、許可の範囲に含まれない。

⑤建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

※除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、許可の範囲に含まれない。

※除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、許可を要する（文化財保護法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

⑥木竹の伐採

※「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

※「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

※文化財保護法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には許可を要しない。

⑦特別史跡の保存のため必要な試験材料の採取等

※「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として特別史跡の現状を適切に把握するために行われる土嚢、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。

※学術研究のために行われるものなど、特別史跡の保存を目的としない試験材料の採取については、許可の範囲に含まれない。

#### ④-2 分析

市教育委員会が行う現状変更等に係る許可等は、概ね、特別史跡名古屋城跡に影響を与える作業ではあるが、①前述の文化庁長官による現状変更の許可の場合よりも小規模な作業であるか、②地域の実情に応じて臨機応変に対応すべき作業を対象としている。

①前述の文化庁長官による現状変更の許可の場合よりも小規模な作業の例としては、小規模建物、簡易工作物がある。②地域の実情に応じて臨機応変に対応すべき作業の例としては、電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修などがある。

⑤-1 現状変更等の取扱基準（抜粋）（名古屋市・「木造天守整備基本計画<案>」6-4-2・179頁～180頁）

(4) 現状変更等の取扱基準

特別史跡指定地内には、道路、橋梁などの公益上必要な施設や史跡の利活用に有効な施設・便益施設、管理上必要な建築物・工作物・地下埋設物など様々な施設が存在している。また、堀の水辺や城内に生息する植物など、自然景観を形成する多くの要素が備わっている。特別史跡としての本質的価値の保存を前提とした上で、これらの機能の維持に配慮し、現状変更等の取扱基準を定めるものとする。

この取扱基準は、(1)に示した現状変更等の内容ごとに定め、特別史跡指定地全体の共通事項として取り扱うものとする。

- 1) 発掘調査等及び調査成果に基づく保存・活用のための整備遺構の保存や状況把握に関わる発掘調査等は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。調査成果に基づく保存・活用のための整備を行う場合は、遺構に影響のないよう、その方法などを十分に検討した上で行う場合は認めるものとする。
- 2) 道路・橋梁の管理のための修繕・改修工事公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図った上で特別史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。
- 3) 公園施設などの管理のための修繕・改修工事史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図った上で特別史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。
- 4) 建築物の新築、増築、改築、移転または除却建築物の新築、増築、改築、移転については、小規模な建築物を除いて原則認めない。ただし、特別史跡の価値が維持され、地下遺構への影響や景観の保全に配慮された場合において認めることもある。建築物の除却は、遺構に影響の無いよう図った上で認めるものとする。
- 5) 工作物・土木構造物の新設、増設、改修、移転または除却安全上及び防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修にあたっては、遺構に影響のないよう図った上で特別史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。
- 6) 造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋立てなどの地形の変更地形復元など文化財保護の

ための地形変更を除き、土手の掘削や水面の埋め立てなどの地形変更は原則認めないものとする。

- 7) 木竹の抜根、植樹木竹の抜根については、樹木等が遺構の保存に悪影響を及している場合、安全性が懸念される場合については認めるものとする。新たな植樹については、特別史跡の保護や景観の保全に影響を及ぼさないことを前提として、城郭としての風格形成及び四季を彩り特徴的な景観形成に資する樹木の更新・補植を除き、原則として認めない。
- 8) 地下埋設物の設置、改修公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。
- 9) 建築物・工作物などの意匠・色彩変更建築物・工作物などの意匠・色彩変更は、特別史跡としての価値や景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。
- 10) その他特別史跡の保存に影響を及ぼす行為その他特別史跡の保存に影響を及ぼす行為は、案件ごとに個別に判断する

#### (5) 未告示区域の現状変更等の取扱い

昭和52年（1977）に文化財保護審議会から特別史跡に指定すべき箇所として答申された二之丸と三之丸北東土塁の未告示区域については、特別史跡の本質的価値を構成する諸要素が存在していることを踏まえ、文化財保護法125条に準じて、特別史跡指定地内の取扱基準を適用するものとする。

#### (6) 現状変更等の実施における留意事項

- 1) 現状変更等を行う場合は、文化庁、市教育委員会等の関係機関と協議するとともに、全体整備検討会議における指導・助言を適宜得るものとする。
- 2) 現状変更等を行う範囲は、風致景観及び遺構保護の観点から、必要最小限とする。
- 3) 修復整備や構造確認のための発掘調査を行う場合は、必要最小限に留めるものとする。
- 4) 現状変更等を行う場合は、必ずその行為の実施前後及び経過の記録を残すものとする

### ⑤-2 分析

現状変更等の取扱基準（4）は、①道路、橋梁などの公益上必要な施設や史跡の利活用に有効な施設・便益施設、管理上必要な建築物・工作物・地下埋設物など様々な施設や、②堀の水辺や城内に生息する植物など、自然景観を形成する多くの要素を対象とした取扱基準である。

#### (3) バリアフリー対策および防災機能の検討（名古屋市・「木造天守整備基本計画〈案〉」7-2-2・193頁～194頁）

##### ①バリアフリー対策

名古屋市・「木造天守整備基本計画〈案〉」は、バリアフリー対策について、名古屋城周辺の案内看板等において、外国人観光客のために他言語表記を推進すべき旨、障害者のアクセスを考慮してバ

リアフリー基準を満たした移動円滑化ルートを明示すべき旨を定める。さらに、便益・休憩施設（休憩所やトイレなど）は、必要最低限の設置とすべき旨を定める。トイレについては、『福祉都市環境整備指針』に基づき洋式トイレの割合・数を増やし快適なトイレ環境とするとともに、授乳室の設置も充実させることにより、利便性を向上させると定める（名古屋市・「木造天守整備基本計画〈案〉」7-2-2・193頁）。

## ②防災機能の検討

名古屋市・「木造天守整備基本計画〈案〉」は、名古屋城は、災害時には、特別史跡として遺構等を保護する役割を担っていると同時に、都市公園・観光施設として市民・来場者の安全を確保する役割も担っていると述べる。さらに、現在、名古屋城ではこれらの観点を含めたより実践的な防災対策は定めていない状況であるため、検討を進めるとともにその対策に取り組む旨を定める（名古屋市・「木造天守整備基本計画〈案〉」7-2-2・194頁）。

## 3-1 全体整備検討会議における議論から見える論点と課題

### (1) 問題の所在

前述したように、本件事業の特筆すべき点は、豊富な資料・文献・出土文物などによって、正確な復元作業が可能であると広く解されている。しかし、個々具体的な復元作業において、しばしば、現存の資料や文献によってのみでは正確な復元作業が困難となる事案が生じている。そこで、本稿では、全体整備検討会議の議事録に取り上げられた事例を元に、正確な復元作業をするための課題を検討したい。また、本稿では、正確な復元作業と、昇降技術の公募・選定などのような現在の課題を、いかに調整すべきかという課題も検討したい。

### (2) 全体整備検討会議（第53回）議事録

#### ①-1 南蛮練塀の応急対策について（同議事録2頁～8頁）

<事務局>現状説明（同議事録2頁～5頁）

- ・南蛮練塀（小石、砂利や再利用した瓦などを入れて固める土塀の一種）の劣化への応急対策を講じたい。
- ・南蛮練塀の構造（屋根の有無など）について見解が分かれているが、どのように応急対策を講ずるべきか、諮りたい。とくに、排水処理対策について、諮りたい。

<小濱芳朗構成員（名古屋市立大学名誉教授）>質問（同議事録5頁）

- ・南蛮練塀には、幕末までは屋根がついていたが、屋根がなくなったのはいつか。
- ・屋根がなくなった原因は、自然崩落によるものか、人為的な撤去によるものか。
- ・南蛮練塀の構造と工法について、現在判明しているのか。

<事務局>回答（同議事録5頁）

- ・文献資料等を確認してみたが、屋根がなくなった時期と原因は不明である。



- ・構造等の解明については、ほとんど進んでいない。
- <小濱芳朗構成員>提案（同議事録5頁）
- ・遺跡の保存と同様に、風雨を防ぐための覆いをすればどうか。
- <赤羽一郎構成員（前名古屋市文化財調査委員会委員長）>質問（同議事録6頁）
- ・南蛮練塀と庭園との間に何か排水の溝みたいなのがあったのかどうか。
  - ・そういう調査はされているのかどうか。
- <瀬口哲夫座長（名古屋市立大学名誉教授）>結論（同議事録8頁）
- ・応急対策として、桜の木を伐採し、水勾配を2%と4%の勾配をつける。
  - ・この応急対策について、文化庁に現状変更を申請する。
  - ・排水溝があったかと質問が出ましたが、確認はできていない。

## ①-2 分析

資料を確認してみたが、南蛮練塀の構造・工法についても、屋根がなくなった時期・原因についても不明であった。具体的な復元作業では、しばしば、このような場面に遭遇するが、現状を維持するに努めるほか、対策はなさそうである。しかし、史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準に照らせば、資料を駆使して議論を尽くしても結論が出なかった場合には、議論の内容やその根拠等を明示して、その内容を記録に残し、市民に対して分かりやすく明示すべきであろう。

また、排水対策については、史跡維持保存のため、排水対策工事を実施し、樹木伐採をすることになるが、これについては文化庁長官による現状変更許可が必要であろう。

このように、史跡維持保存のため何らかの措置を執らざるを得ない事案は、全体整備検討会議（第54回）議事録における、植栽と周遊路の整備についての案件のように生じうる。

## ②-1 西之丸展示収蔵施設周辺の整備について（同議事録8頁～15頁）

- <事務局>説明（同議事録8頁・9頁）
- ・濃尾地震、明治期以降に積まれた石垣と、それ以前の石垣の取り合いのところ、ちょうど境目のところで結構うまく積めていないというようなところがある。
  - ・今見えている最下段、このあたりまでは、ここから上が積み変えられていて、ここから下はおそらく近世期の石垣が残っているのではないかと推測できる。
  - ・その地下部分をもう一度確認するため調査を実施したい。
  - ・今年も年度内は残り少ないが、年度内に文化庁のご許可をいただいて、年度内にある程度の成果を得て、それを天守台石垣の保存方針の中に反映していきたい。
- <瀬口座長>結論（同議事録9頁）
- ・現状変更の許可も必要なので、手続きを進めていく。

## ②-2 分析

これは、濃尾地震に伴う石垣の修復箇所と、明治期以降に積まれた石垣との接合状況が不明なため、

石垣の調査を実施する必要が生じた。このような場合においても、文化庁長官による現状変更許可が必要となることが分かる一例である。

RC造天守の撤去、木造天守の復元工事において、文化庁長官による現状変更許可が必要となるが、今回のように、調査や維持保存のため、限定的な範囲での現状変更許可が必要となる。

### ③-1 「木造天守整備基本計画（案）」の中間報告（同議事録17頁～21頁）

<事務局>（同議事録17頁～18頁）

- ・整備基本計画の取りまとめにあたって、主な課題である石垣の保存方針、基礎構造の方針、バリアフリーの方針などを始めとし、現在も検討整理を進めているところであります。いずれも年度内に方針を整理して、この整備基本計画のほうへ反映し、年度末の全体整備検討会議には一通りまとまったものをご提出し、先生方との合意形成を図っていきたい。<整備基本計画第1章・第6章については既出なので省略>
- ・次に第7章ですが、こちらは現天守閣の解体・木造天守復元における工事において、石垣等遺構の保存を確実に図ることができる仮設計画となっているかどうか、検証している。
- ・その内容は、平成31年4月に文化庁へ提出した現天守閣解体の現状変更許可申請に対して示された、文化庁からの指摘事項への回答を作成していく過程で、全体整備検討会議を始め、天守閣部会、石垣・埋蔵文化財部会で、すでにご議論いただいていますものを簡潔にまとめ直した。

<赤羽構成員>木造復元への反対意見と質問（同議事録20頁）

- ・私は基本的には木造天守はあまり賛成でない。
- ・第1章の木造天守復元の概要に、文化庁の定めた史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準というのがありますけれども。この中で復元という言葉と復元的整備という言葉が、両方の概念が並べられて内容が記載されているが、「復元」すなわち、可能な限り史実に忠実な復元を行うという理解で正しいか。

<事務局>回答（同議事録20頁）

- ・名古屋市としては、天守は復元というふうに考えている。

<赤羽構成員>質問（同議事録21頁）

- ・近年、バリアフリー対策が各分野で要請されており、そうした要請は憲法やバリアフリー新法に根拠を有するものである。それでも、名古屋市は、「復元」が可能と考えているのか。

<事務局>回答（同議事録21頁）

- ・今回バリアフリーで入れようとしている昇降技術については、天守の柱、梁を傷めない、床に穴はあけていますけれども。そういった主架構に影響のない範囲で導入しようとしています。そういった点から、我々としては復元であるというふうに判断している。

<小濱構成員>質問（同議事録21頁）

- ・復元原案の考証といろいろ書いてありますが、基本的にこれは戦災で焼失する前の状態にするということを意味するのか。

- ・これはいつの時代なのか、大改修した後の状態で、それによると不具合が出てきている。
- <事務局>回答（同議事録21頁）
- ・復元原案というのは、復元を設定している時代当時、どういった姿をしていたのかということをもまず明らかにするという章です。今後、第8章をまとめたときに説明したい。
  - ・必要に応じて、現代技術等を入れながらやっていきたい。
- <瀬口座長>まとめ（同議事録21頁）
- ・史実に忠実と言っても、まるっきり江戸時代のそのものを造るということは残念ながらできないけど、文化財としての価値をきちっと担保する、ということだと思っている。
- <事務局>回答（同議事録22頁）
- ・その通りです。
- <小濱構成員>意見（同議事録22頁）
- ・そうするとここにあるように、後から入れた、日本の伝統木造というのは、斜材とかもない状況なんです。筋交いとか雲を必要ならば入れるということですか。そうですか。わかりました。
- <丸山宏副座長（名城大学名誉教授）>質問（同議事録22頁）
- ・樹木の移植のことが書いてあるんですけども。ちょっと心配しているのは、移植をする時に史跡内で遺構が破壊されないかということ
  - ・遺構が出てきた場合、どうするのかというようなことも、ちょっと考えておいてもらったほうがいいんじゃないかと思います。
- <事務局>回答（同議事録22頁）
- ・実際にこれから、そういった場面になってきますので、また詳細な対策ですとか、やり方などを検討して、対応していきたい。
- <赤羽構成員>意見（同議事録22頁～23頁）
- ・ドレスデン宣言には、既存のモニュメントの新しい建築作品によって調和的に補完され、自然環境を含む典型的な都市のアンサンブルを尊重し、強化するような場所では、大きな文化的効果が達成されてきました、というふうに書いてある。
  - ・これは文字とおり、現在の天守のことを言っている。逆に言ったら、国が定めている登録有形文化財そのものの精神なんですよ。ドレスデン宣言は、新しい木造天守のために採用された言葉かもしれませんが、現在の天守でもそういうことが言えるというふうに私は考えています。
  - ・ローザンヌ憲章は、これはむしろ開発と埋蔵文化財の調和について述べている。開発する場合には埋蔵文化財の存在を意識して、しっかり調査しなさいよということと、に開発にあたっては、開発する側が調査の経費を負担するという原則、原因者負担の原則というのが明記された、その点では画期的な憲章なんですけれども。
  - ・名古屋城について、ローザンヌ憲章は守られているのか。
  - ・技術的な記載が目につくので、本当に世界的視座から見た木造復元でいいという言葉飾るた

めに引用しているところがあって、ちょっと私にとっての気持ちの悪い内容です。

<瀬口座長>意見（同議事録23頁）

- ・登録有形文化財と、ドレスデン宣言をくっつけましたけど、とても誤解です。
- ・ローザンヌ憲章は当然なこと、再建しようとする、きちっと調査してやりなさいよっていうことだから、これはもう当たり前のことで、それを拡大解釈して、全部しなきゃダメだとか、そういうことはない。
- ・今やれる範囲のことを名古屋城総合事務所はやっているという理解ですので、これはなかなか頑張っている。オーセンティシティをしっかりと確保して、やったほうがいい。鉄筋コンクリートの天守と木造復元はまるきり違うものだ。

<麓和善構成員（名古屋工業大学名誉教授）>（同議事録23頁）

- ・本丸御殿を史実に忠実に復元しましたし、引き続き天守も可能な限り史実に復元しようというので、これらはいずれも特別史跡の価値を高める行為だというふうには受け止めています。

### ③-2 分析

#### ア 木造天守復元事業の是非について

上記の議事録まとめ内容を元に、木造天守復元事業について、2説が展開していることが分かった。

#### A 積極的賛同説（瀬口座長・麓構成員）

この説によると、本丸御殿に続いて、天守も可能な限り忠実に復元することによって、特別史跡の価値を高める（麓構成員）。木造天守復元事業は、ローザンヌ憲章（復元事業が精確な調査に基づいて実施すべきこと）、可能な限りオーセンティシティ（真実性）をもって実施すべきという原則に沿った事業である。そうした意味で、木造天守は、RC造天守とは根本的に異なるものである（瀬口座長）。また、名古屋市・総合計画、名古屋市観光戦略（両者の略称については、本稿0-2・1・1・2を参照）においても、木造天守が復元されれば、名古屋市観光の目玉として名古屋城の本質的価値が向上すると謳っており、積極的賛同説の根拠となっている。

#### B 反対説（赤羽構成員）

この説によると、戦災により文化財が失われたとき、当該文化財を完全な形で「復元」することはそもそも困難であり、ドレスデン宣言が謳うように、新たに復元された文化財と現在の自然環境や景観の調和を重視しつつ、ローザンヌ憲章が説くように、開発と埋蔵文化財の調和を重視することが望ましいと考える。ローザンヌ憲章の精神は、木造天守に対してのみならず、RC造天守にも妥当するとかんがえる（赤羽構成員）。

私見によれば、特別史跡名古屋城跡の根幹部分である石垣などの上に、レプリカとしての天守閣、すなわち、今日の技術をも用いつつ往時の姿を再現した天守閣が立地しているとの理解に根ざせば、そのレプリカとしての天守閣が、RC造天守であれ、木造天守であれ、本質的な差はないと考える。そうした意味で、私見は、赤羽構成員による反対説に近い。レプリカという用語については、「偽物」といった印象を拭い去ることが困難であるように見える。しかし、完全な「本物」が消失している以上、失われた「本物」を可能な限り忠実に再現した、レプリカには、諸説ある中の最大公約数として

の真実性を再現するものとして新たな積極的な意義を見いだせる筈である。そもそも、木造天守であっても、当時の工法を完全に再現したものではなく、本来の日本建築技術には存在しなかった「新技術」と融合されたものである（本稿3-1・③-1「木造天守整備基本計画（案）」の中間報告における小濱構成員意見）。そうした意味では、木造天守もレプリカである。要するに、RC造天守と木造天守という2つのレプリカのどちらが、最適であるかとの問題であったのではなかろうか。ただし、木造天守復元という選択をした場合、木造天守復元費用と各種資料・文物を収蔵・公開する新施設の建設費用を負担せざるを得ない点は、看過しがたい。

#### イ バリアフリー対策について

そもそも、名古屋城・バリアフリー対策検討会議（略称については、本稿0-2・1・3を参照）においても、バリアフリー対策の整備が謳われている。また、木造天守整備基本計画（案）においても、具体化された形ではないが、バリアフリー対策の整備が明記されている。ただ、バリアフリー対策工事の具体的な内容によっては、木造天守の復元（とくに江戸時代当時の姿での復元）が困難になることから、その具体化は難しいかもしれない。しかし、いつまでもバリアフリー対策整備の具体化を先送りできないことは、文化庁長官への現状変更許可申請とも関連して明らかである。

#### ウ 植栽管理について

丸山宏副座長（名城大学名誉教授）の質問にあるように、現在の植栽状況と江戸時代における植栽状況を比較するのは、資料を十分に確認したとしても困難が予想される。現状変更等の取扱基準や市教育委員会が行う現状変更等に係る許可等を運用するだけでは限界があるので、何らかの措置が必要であろう。

### 3-2 結びに変えて

ここまで、史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準（文化庁）、本件事業に関する現状変更等の取扱基準（名古屋市）及び木造天守整備基本計画（案）（名古屋市）について、具体的な適用案件や全体整備検討会議議事録に沿って、その運用実態を検討してきた。

前掲・日本財政法学会での研究報告内容との重複を避けるため、木造天守整備基本計画（案）で展開されていた、RC造天守耐震工事の実施と木造天守復元の比較衡量や木造天守復元において改善すべき事項への対応など、興味深い内容が含まれていたが、本稿では、それらの検討は割愛した。

今年度末には、新たな木造天守整備基本計画が策定され、その後、名古屋市が文化庁に対して現状変更許可申請を実施する運びとなるが、今後とも注視したい。